

旭区の学校選択制の概要

1 学校選択制について

(1) 選択の機会

選択の機会は、小学校・中学校に入学する際の1回のみです。

(2) 希望調査の対象者

対象者は、旭区内にお住まいの方で、令和9年度に小学校1年生(義務教育学校1年生)、中学校1年生(義務教育学校7年生)になるお子さまをもつ保護者の方です。

(3) 選択できる学校の範囲について

- 旭区では、小学校・中学校ともに「隣接区域選択制」を採用し、住所地の通学区域及び、隣接する通学区域の学校を希望することができます。(通学区域及び選択できる学校は、5ページに一括掲載しています。)
- 東住吉区、東淀川区、西成区、住之江区、浪速区、北区にある、施設一体型小中一貫校についても希望することができます。(詳細は、44ページをご覧ください。)

大阪市教育委員会では、事実と異なる風評やいわれなき忌避意識により、就学する学校を選ぶことはあってはならないと考えています。正しい情報を収集していただくために、学校案内や各校のホームページ、説明会などにより、学校の取組や現状等の情報発信を行っておりますので、学校を選択する際にご活用いただきますようお願いいたします。

2 選択における優先扱い等について

- 住所地の通学区域の学校を希望する場合は必ず入学できます。
- 通学区域外の学校を希望する場合は、下記(1)～(3)を優先扱いとし優先順位は、(1)～(3)の順番とします。

(1) きょうだい関係

選択した学校に、兄や姉が選択制により在学する場合は、優先します。なお、今年度卒業する学年の兄姉は対象外となります。

(2) 進学中学校(新中学校入学予定者のみ)

小学校への入学時に通学区域外の小学校を選択しても、進学時の中学校は、原則として住所地の通学区域の中学校です。現在就学している小学校の進学中学校に就学を希望する場合は、再度学校選択制で希望していただく必要がありますが、小学校の友人関係や小中連携に配慮し優先します。

(3) 自宅からの距離

原則として、通学区域の学校までの距離が選択した学校までの距離より遠い場合は優先します。また、自宅から通学区域の学校までの距離が遠い方ほど優先順位を高くします。

- 上記(1)～(3)について、選択希望者が多く、各学校の受入可能人数を超える場合は、公開抽選により入学者を決定します。
- **優先の事由がある場合も学校施設の収容状況により、通学区域外から受け入れできない場合もあります。**

3 学校の希望調査の方法について

- 「学校選択制希望調査票」に記入要領を参考として必要事項を記入していただき、期限内に同封の返信用封筒により、旭区役所窓口サービス課(住民登録)に提出してください。
- 通学区域の学校を希望する方や、私立・国立等の学校を受験予定の方も、「**学校選択制希望調査票**」は**全員提出してください**。なお、提出がない場合は、通学区域の学校を希望されたものとして取り扱います。
- 通学区域外の学校を希望する場合は、希望順位を付けて、第2希望校まで希望できます。
- とりわけ国立・私立・特別支援学校(以下「国立等」と記載)を希望している場合でも、結果によって、本市の学校選択制を利用する際には、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校名を記載する必要があります。なお、記載がない場合につきましては、校区の学校が希望選択校として指定されることとなりますのでご注意ください。
- **希望校に入学が決定した場合は、国立・私立学校への入学の場合等を除いては辞退できません。**
- 施設一体型小中一貫校については、第1希望校でのみ選択可能です。
- 「**学校選択制希望調査票**」の提出の締め切りは**令和8年10月30日(金)《必着》**です。
※締め切りまでに提出がない場合、通学区域の学校を希望されたものとして取り扱います。
- 希望調査の結果は、ホームページ等で公表します。
- 希望調査結果の公表の後、5日間程度の希望変更期間を設けて、希望の変更を受け付けます。その後、変更申請を加えた希望調査の最終結果をホームページで公表します。変更期間後は希望校を変更する事はできません。希望校が確定しますと通学区域の学校へ希望を戻すことも出来なくなりますのでご注意ください。
- 現在、学校選択制により通学区域外の小学校に就学している児童については、中学校に進学する際には、**通学区域の中学校が就学指定校になります**。つきましては、在籍している小学校の進学先中学校への進学を希望される場合は、**改めて学校選択制において進学先の中学校を希望いただく必要があります**。

4 抽選を実施する場合の取扱いについて

- 双生児など、同一世帯に同一学年のお子さまが複数いる場合は、希望により、抽選対象を一組とします。
- 抽選になった場合は、該当者に抽選の日時をお知らせし、結果を公表します。
- 抽選で当選しなかった方については、「補欠」とします。後日、入学予定者の転出等で空きが生じたときに、「補欠」の方の中から繰り上げて希望校に入学できる場合もありますので、あらかじめ抽選により繰り上がる順番も決めておきます。
- 第1希望校に落選し、第2希望校に当選した場合には、第1希望校の「補欠」の資格を失います。
- 入学予定者の転出等で空きが生じた場合は、「補欠」の方に対し区役所から順次連絡します。繰り上げの最終期限は、入学の準備等もありますので、小学校の場合は令和9年2月5日(金)までとし、中学校の場合は令和9年2月12日(金)までとします。この時点で繰り上げがなかった場合には、通学区域の学校に入学することとなります。